

# Techno-Ocean 2023 出展申込書

2023年10月5日(木)~7日(土)  
神戸国際展示場2号館  
https://to2023.techno-ocean.com/

※裏面の「出展規約」の条項を順守することを承諾して、下記のとおり出展を申し込みます。

年 月 日

① 出展会社/団体情報			
会社名/団体名	フリガナ		
	和文		
	英文		
申込責任者	部署		役職
	フリガナ		
氏名		E-mail	
展示会担当者 <small>展示会準備にあたっての ご担当者をご記入ください</small>	部署		役職
	フリガナ		
氏名		E-mail	
担当者所在地	〒	TEL (      )      -	
		URL:	
出展分野 <small>該当分野に☑下さい</small>	<input type="checkbox"/> 海洋再生エネルギー(洋上風力、波力・潮流発電等) <input type="checkbox"/> 港湾開発、海洋土木海洋構造物施工 <input type="checkbox"/> 水産資源開発(養殖・漁場整備等) <input type="checkbox"/> 海洋資源探査・開発(石油・天然ガス、深海底鉱物資源等) <input type="checkbox"/> SDGs 対応、海洋プラスチック、環境保全保護、汚染防止 <input type="checkbox"/> 船舶、船用機器 <input type="checkbox"/> 海洋機器・装置(AUV、ROV、水中ドローン、自律運行船等) <input type="checkbox"/> 水中通信・音響(ソナー等) <input type="checkbox"/> 調査・観測、計測機器(センサ等) <input type="checkbox"/> 海運、海上輸送、物流・ロジスティクス <input type="checkbox"/> 気候変動・防災・減災、海洋・宇宙連携(衛星利用等) <input type="checkbox"/> 海洋レジャー、海洋レクリエーション <input type="checkbox"/> その他		

② 申込内容 (該当項目をご記入ください。)	
<b>出展タイプ/出展料金 ※消費税込み</b>	
<input type="checkbox"/> スペースタイプ	※最小スペース3小間(27㎡)より申し込めます。 1㎡あたり¥22,000 (1小間:9㎡=3m×3m) <b>¥198,000 (9㎡) × [    ] 小間 = ¥</b>
<input type="checkbox"/> パッケージタイプ	※最小1小間(9㎡)より申し込めます。 <b>[Lサイズ]</b> (1小間:9㎡=3m×3m) <b>¥385,000 × [    ] 小間 = ¥</b>
<input type="checkbox"/> パッケージタイプ ※大学・高専・研究機関に限ります。	※最小1小間(4㎡)、最大2小間(8㎡)以内の申込に限ります。 <b>[Sサイズ]</b> (1小間:4㎡=2m×2m) <b>¥220,000 × [    ] 小間 = ¥</b>
<b>仕様</b>	
<b>【共通】</b> 出展者プレゼンテーションへの参加(先着順)/Techno-Ocean 2023 専用 Web ページでの広報(アーカイブ含む) <b>【展示会設営備品】</b> ● スペースタイプ 付属品なし ※10小間以上の場合は下記までお問い合わせください。 ● パッケージタイプ 展示スペース/サイドパネル/バックパネル/パラペット/社名版×1/アームスポット/机×1/ パイプイス×2/コンセント(100V500W) /電気使用量及び電気幹線工事費	
<b>注意事項</b>	
● 申込受理後、請求書をお送りいたします。早期割引料金で申込にて期日までに入金を確認できない場合は、 契約を通常料金での申込とみなし改めて請求書をお送りいたします。(振込手数料は貴社にてご負担ください。) ● 申込は先着順となります。募集小間数に達した場合は、申込期限を待たずに締め切らせていただきます。 ● TON 団体会員は出展料 10%OFF になります。会員申し込みについては下記までお問い合わせください。	

**※出展申込期限:2023年5月31日(水)**

<p>出展申込書送付先</p> <p>Techno-Ocean 2023 実行委員会展示小委員会 事務局 〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-9-1 (一般財団法人神戸観光局内) TEL : 078-303-0029 FAX : 078-302-6475 E-mail : ex-techno-ocean@kcva.or.jp</p>	<p><b>③ 署名 (申込責任者)</b></p> <p>出展規約を了承し、本内容で正式に申し込みます。</p>
--	---

# 出 展 規 約

## 【出展の申込と契約の成立について】

1. 出展の申込は、1 社あたり1申込となります。2者以上の申込者が共同で出展する場合、1者が代表して申込、共同出展する社名などを申込時に事務局に通知するものとします。
2. 出展申込書を主催者で確認し、ご担当者へ出展受付の御連絡をします。
3. 申込締切は2023年5月31日、早期割引の締切は3月31日です。

## 【出展料金等の納付方法】

出展申込内容について主催者が承認した後、請求書を送付いたします。主催者指定の銀行口座へ支払期限までに振り込みをお願いいたします。入金が確認できない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。

## 【出展の取消しについて】

1. 出展社が出展申込を行った後、出展社からの出展契約の解約・変更は、主催者の責めに帰すべき事由による場合を除き、認められません。
2. 前項に拘わらず、出展社が出展契約の解約・変更を希望する場合、主催者に対し、その理由を明記した書面による解約通知を送付するものとし、主催者が当該通知を受領した日（以下「基準日」といいます）に応じた以下のキャンセル料を、出展者は直ちに主催者に支払うものとします。出展社が当該キャンセル料を支払った時点で、主催者と出展社間の出展契約は解約されたものとします。

（キャンセル料）

2023年5月31日以前 取り消し小間数分の出展料の半額

2023年6月1日以降 取り消し小間数分の出展料の全額

3. 前項に基づき出展社が解約通知を行った時点で、出展社が既に主催者に対して出展料金の全部又は一部の支払いを行っている場合、前項に定めるキャンセル料は、当該支払済みの出展料金から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日において主催者から出展社に返金します。なお、出展社は、主催者に支払済みの出展料金がキャンセル料に満たない場合はその差額を、出展社が出展料金を全く支払っていない場合はキャンセル料全額を、直ちに主催者に支払うものとします。

## 【小間の転貸などの禁止】

出展者は、自らの小間を主催者の承諾無しに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

## 【小間配置】

小間配置は、申込締切後、主催者が出展分野、規模、内容、会場構成などを勘案して作成する小間配置図を基に出展者説明会にて抽選の上、決定します。

出展者説明会に参加されない場合は、事務局にて厳正に抽選を行います。

## 【展示】

1. 宣伝、営業活動は、すべて展示小間内に限られるものとします。各出展者は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することのないように責任を持つものとします。また、出展者は他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害とならない方法で自社の小間を施工することに同意するものとします。
2. 隣接の小間から苦情が出た場合、主催者の展示会運営上の立場から見て小間の変更が必要であると考えるときは当該小間の出展者はその変更へ同意するものとします。
3. 装飾物などいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。
4. 主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また主催者の立場からみて展示の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題であるとするすべてのものに及ぶものとします。
5. 小間装飾について、小間内に天井を設けること、天井吊りによる装飾は禁止いたします。小間内の出展物、装飾物の高さは2.7mを超えることはできません。ただし、自社コマの端辺から1m内側に入った装置であれば、4.0mまでは可能です。
6. 上記の制限または撤去の場合、主催者は出展者に対し、いかなる返金またはその他の展示物費用負担の責を負わないものとします。
7. 展示会運営に係る主催者が定める本出展規定および出展マニュアルを順守していただきます。万が一、規定を順守しなかったり、主催者の申し入れに従わない出展者に対しては、時期を問わず出展をお断りすることがあります。また、納入された出展料も返還しないものとします。
8. 出展者は出展中の展示品の画像が含まれる可能性がある写真/ビデオを主催者、その従業員および請負業者が撮影する場合があります。これを確認しそれに同意するものとします。

## 【出展物等の設置及び撤去】

1. 出展物等の会場への搬入・設置・撤去については、後日、主催者より通知される時間内に行わなければならないものとします。
2. 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は必ず主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。
3. 小間内の出展物及び装飾物は、後日、主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。時間内に撤去されないものは出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。

## 【出展物の管理と免責】

出展者は搬入・会期を通じて警備員を配置し、会場内の保全・管理にあたりますが、出展小間内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。

## 【損害賠償】

出展者およびその代理人が他の出展者の出展ブース、主催者の運営設備等に損害を与えた場合、当該補修または損害は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。出展者は特に会期中（搬入・搬出期間を含む）出展者の所有物およびその活動に関連し、盗難・火災・一般損害賠償、物損、人身傷害、第三者の損害、事故、自然災害、不可抗力などのリスクに対し必要に応じて、保険にご加入ください。

## 【事前の届出】

下記に該当する場合は、事務局ならびに所轄官庁に事前に届けるものとします。また、届出がなかった場合は所轄官庁立会検査の際に中止や撤去が命じられる場合があります。

1. 衛生法上に関するもの（食品の取扱い等）
2. 消防法上に関するもの（危険物、高压ガス、液化ガス、火気等）また危険物を使用する出展者は消火器の設置を義務付けます。

## 【商取引について】

開催期間中に出展者、来場者およびその他の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

## 【法的保護等】

本展示会におけるアイデアの模倣および商談等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負わないものとします。特許、特許なノウハウ等についての知的財産権の保護は出展者の責任において対応するものとします。

展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

## 【WEB サイト掲載にあたっての注意・約束事項】

必要な設備・環境（ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等）、掲載コンテンツの制作等にかかる費用は、すべて出展者の負担において準備するものとします。

## 【知的所有権について】

第三者の権利（知的財産権、肖像権等）を侵害し、または侵害する恐れのあるコンテンツの掲載、行為は一切禁止します。画像、音楽、動画等を利用したコンテンツを作成する場合は、関係各所から利用許諾を得てください。

## 【個人情報の取扱について】

1. 出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および、該当法令を順守し、適法かつ適切な取得を行って下さい。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用して下さい。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体（提供元）から同意を取得して下さい。
2. 主催者が指定する各協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を各協力会社に開示する場合があります。

## 【展示会の中止・延期】

1. 正当な不可抗力の原因により開催が妨害された場合は、主催者の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。

以下を含むものおよび他主催者の制御範囲を超えた原因により主催者による展示会開催、主催者による自らの義務の履行、または出展者や来場者の展示会参加が不可能な場合、違法である場合、政府による措置、戦争、地震、火災、洪水、テロ行為、ストライキ、労働紛争、悪天候、疾病、公衆衛生リスク、展示会場が使用目的に対応不能または不適切となった場合、その他の状況や事象や要因により主催者が計画どおり展示会を開催することが不可能であると主催者が判断する場合。

2. 前項により、

- ・会期変更をしたときに出展者が出展を取り消した場合は、出展料金等は返還しないものとします。
- ・開催以前に中止した場合は、主催者は既に発生した経費を差し引いた出展料金等の残額を出展者に返金します。
- ・開催中（搬入・装飾期間及び会期）に開催期間・開催時間を短縮した場合は、出展料金等は返還しないものとします。また、それによって出展者が要した費用等については補償しません。

## 【入場の拒否】

主催者は、出展者および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者が必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有します。

## 【反社会的勢力の排除】

主催者は、出展者が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団あるいは個人（いわゆる反社会的勢力）に該当する場合、また出展者自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。

1. 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
2. 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
3. 風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者および他出展者の信用を毀損、または業務妨害をする行為
4. その他前各号に準ずる行為

## 【規約の順守】

1. 出展者は主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを順守することに同意するものとします。さらに出展者は主催者のすべての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。
2. 主催者は展示会の円滑な管理をすすめるため、本規約以外にも補足的な規約を設ける場合があります。

## 【法令および規定等の順守】

出展者または代理人は、法令および規定を出展契約の一部とし、これを順守するものとします。法令もしくは規定に従わない場合、または主催者の指導もしくは申入れに従わない場合には、主催者は理由の如何に関わらず、当該出展について拒否または取消すことができるものとします。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

## 【運営への協力】

出展者は、主催者、来場者および他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

## 【その他】

主催者の定める本出展規定または出展の手引き等に定めのない事項については、主催者に適切に確認し、その回答または要請等に従うものとします。